

2 幸こ第 3 5 3 号  
令和 2 年 5 月 2 6 日

保 護 者 各 位

幸田町長 成 瀬 敦

愛知県緊急事態宣言の解除に伴う幸田町立保育園の対応について（通知）

日頃は、本町保育行政の推進につきまして、格別な御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県は、国の緊急事態宣言が全て解除されたことを受け、本日、県独自の緊急事態宣言を解除いたしました。これを受けまして、これまで利用を控えていただいていた幸田町立保育園におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分配慮した上で、6月1日（月）から通常どおりの保育といたします。長い間、御協力をいただき、ありがとうございました。

保育園への登園に当たっては、登園前に体温を計測し、発熱など風邪の症状が認められる場合は、自宅での休養をお願いいたします。また、過去に発熱等が認められた場合につきましても、解熱後 24 時間以上が経過し、息苦しさや咳などの呼吸器症状が改善するまでは、同様の対応をお願いいたします。

なお、通園する保育園の児童や職員が感染した場合は、臨時休園とし、地域に感染が拡大した場合でも、臨時休園を検討していきます。また、今後の感染状況等により、保育園行事の中止又は規模縮小等も検討していきますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

（問合せ先 幸田町住民子ども部子ども課保育所グループ電話 0564-62-1111 内線 132）